

償却資産にかかる課税標準額の特例一部抜粋

適用条文中、「法」＝「地方税法」、「法附則」＝「地方税法本法附則」をいう。

課税標準の特例（適用条文）	課税標準額に乗じる率等	添付書類等
震災等により滅失した償却資産に代わる資産 (法第 349 条の 3 の 4)	課税標準額 1/2 新設後 4 年間 被災後一定の期間内（約 4 年間）に 取得した資産	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により滅失した償却資産に代わるものとして取得した償却資産 ○り災・被災証明書の写し ○損害を受けた償却資産を特定できる書類 ○代替償却資産と特定できる書類 ○代替償却資産特例適用申告書 ○代替償却資産対照表
日本放送協会事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3⑨)	課税標準額 1/2 新設後 4 年間	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、事業の用に供する資産 (法第 349 条の 3⑩)	課税標準額 1/2 新設後 5 年間 適用取得年：H5. 1. 2～	
家庭的保育事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3⑰)	課税標準額 1/2 適用取得年：H29. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業の認可が必要 ○認可証の写し
居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3⑱)	課税標準額 1/2 適用取得年：H29. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業の認可が必要 ○認可証の写し
事業所内保育事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3⑲)	課税標準額 1/2 適用取得年：H29. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育事業の認可が必要 ○認可証の写し
企業主導型保育事業の用に供する資産 (法附則第 15 条⑬)	課税標準額 1/2 新設後 5 年度分 適用取得年：H29. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・H29. 4. 1 から R5. 3. 31 に事業対象として政府の補助を受けたもの ○補助金決定通知書の写し
中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定に基づき取得した設備 (法附則第 64 条)	課税標準額に 0 を乗ずる 新設後 3 年度分 適用取得年：R3. 4. 1～R5. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けて取得した事業用家屋、構築物、機械および装置、工具、器具、建物附属設備。 ○先端設備等導入計画に係る認定申請書写し ○先端設備等導入計画認定書 ○工業会等による強化法の経営力向上設備等及び向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書写し
水質汚濁防止法に規定する公害防止用設備 (法附則第 15 条②-1)	課税標準額 1/3 適用取得年：R4. 4. 1～R6. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に規定する公害防止用設備。 ・第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 2 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの
中小事業者等が取得した大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (旧法附則第 15 条②-2)	課税標準額 1/2 適用取得年：R4. 4. 1～R6. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法に規定する中小事業者等が取得した大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設
公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設 (法附則第 15 条②-5)	課税標準額 3/4 適用取得年：R4. 4. 1～R6. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第 12 条の 11 に規定する、町が条例で除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めた施設であるもの。 ○除害施設設置検査書の写し。
農業協同組合等が国の補助金等を受けて取得する資産 (法第 349 条の 3⑳)	課税標準額 1/2 新設後 3 年度分	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金等の交付又は資金の貸付けを受けていること。 ○補助金等決定通知書の写し。

太陽光発電設備（1,000KW以上） （法附則第15条㉔2-イ）	課税標準額 3/4 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていること。 ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの。 ○補助金決定通知書の写し
太陽光発電設備（10KW以上1,000KW未満） （法附則第15条㉔1-イ）	課税標準額 2/3 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていること。 ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの。 ○補助金決定通知書の写し
風力発電設備（20KW以上） （法附則第15条㉔1-ロ）	課税標準額 2/3 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
風力発電設備（20KW未満） （法附則第15条㉔2-ロ）	課税標準額 3/4 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
中小水力発電設備（5,000KW以上） （法附則第15条㉔2-ハ）	課税標準額 3/4 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
中小水力発電設備（5,000KW未満） （法附則第15条㉔3-イ）	課税標準額 1/2 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
特定地熱発電設備（1,000KW以上） （法附則第15条㉔3-ロ）	課税標準額 1/2 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
特定地熱発電設備（1,000KW未満） （法附則第15条㉔1-ハ）	課税標準額 2/3 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
バイオマス発電設備（10,000KW以上20,000KW未満） （法附則第15条㉔1-ニ）	課税標準額 2/3 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
バイオマス発電設備（10,000KW未満） （法附則第15条㉔3-ハ）	課税標準額 1/2 新設後3年度分 適用取得年：R2.4.1～R6.3.31	・固定価格買取制度の認定を受けたもの。 ○認定書の写し ○設備仕様書の写し
■この他にも、特例の適用される資産があります。詳しくは、係までお問い合わせください。		